

令和5年度

箕輪町予算書

目 次

一 般 会 計 予 算	1
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	11
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	17
介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	21
水 道 事 業 会 計 予 算	27
下 水 道 事 業 会 計 予 算	29

令和5年度

箕輪町一般会計予算

議案第16号

令和5年度箕輪町一般会計予算

令和5年度箕輪町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,394,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月27日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和5年3月 日

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

第 1 表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 町税		3,408,010
	01 町民税	1,543,909
	02 固定資産税	1,580,284
	03 軽自動車税	115,147
	04 町たばこ税	159,923
	10 入湯税	8,747
02 地方譲与税		116,200
	01 地方揮発油譲与税	28,000
	02 自動車重量譲与税	80,000
	04 森林環境譲与税	8,200
03 利子割交付金		2,000
	01 利子割交付金	2,000
04 配当割交付金		15,000
	01 配当割交付金	15,000
05 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	01 株式等譲渡所得割交付金	10,000
06 法人事業税交付金		66,000
	01 法人事業税交付金	66,000
07 地方消費税交付金		684,000
	01 地方消費税交付金	684,000

(単位 千円)

款	項	金額
08 環境性能割交付金		10,000
	01 環境性能割交付金	10,000
11 地方特例交付金		39,000
	01 地方特例交付金	32,000
	03 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	7,000
12 地方交付税		2,500,000
	01 地方交付税	2,500,000
13 交通安全対策特別交付金		2,000
	01 交通安全対策特別交付金	2,000
14 分担金及び負担金		123,962
	01 分担金	30,785
	02 負担金	93,177
15 使用料及び手数料		48,665
	01 使用料	35,239
	02 手数料	13,426
16 国庫支出金		1,287,755
	01 国庫負担金	574,373
	02 国庫補助金	707,827
	03 委託金	5,555

(単位 千円)

款	項	金額
17 県支出金		552,793
	01 県負担金	306,648
	02 県補助金	191,630
	03 委託金	54,515
18 財産収入		7,946
	01 財産運用収入	7,945
	02 財産売却収入	1
19 寄附金		300,003
	01 寄附金	300,003
20 繰入金		791,766
	01 特別会計繰入金	3,713
	02 基金繰入金	766,691
	03 財産区繰入金	21,362
21 繰越金		300,000
	01 繰越金	300,000
22 諸収入		420,400
	01 延滞金加算金及び過料	3,000
	02 預金利子	3
	03 貸付金元利収入	279,980
	05 雑入	137,417

(単位 千円)

款	項	金額
23 町債		1,708,500
	01 町債	1,708,500
歳 入 合 計		12,394,000

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		104,468
	01 議会費	104,468
02 総務費		2,726,859
	01 総務管理費	2,530,520
	02 徴税費	107,708
	03 戸籍・住民基本台帳費	37,839
	04 選挙費	38,677
	05 統計調査費	1,239
	06 監査委員費	10,876
03 民生費		2,928,371
	01 社会福祉費	1,390,989
	02 児童福祉費	1,537,382
04 衛生費		1,413,751
	01 保健衛生費	1,139,876
	02 清掃費	273,875
06 農林水産業費		546,675
	01 農業費	443,147
	02 林業費	103,528
07 商工費		541,049
	01 商工費	541,049

(単位 千円)

款	項	金額
08 土木費		1,006,641
	01 土木管理費	75,694
	02 道路橋梁費	379,680
	03 河川費	35,500
	04 都市計画費	501,187
	05 住宅費	14,580
09 消防費		406,104
	01 消防費	406,104
10 教育費		1,817,568
	01 教育総務費	271,552
	02 小学校費	265,080
	03 中学校費	111,259
	06 社会教育費	995,410
	07 保健体育費	174,267
11 災害復旧費		3,000
	01 農林施設災害復旧費	2,000
	02 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		869,514
	01 公債費	869,514
14 予備費		30,000

(単位 千円)

款	項	金額
	01 予備費	30,000
歳	出	計
		12,394,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎施設整備事業債	千円 421,800	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還 又は借り換えることができる。
防災施設整備事業債	98,500	同 上	同 上	同 上
保育園整備事業債	13,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業債	29,000	同 上	同 上	同 上
保健衛生施設整備事業債	17,400	同 上	同 上	同 上
農業施設整備事業債	12,500	同 上	同 上	同 上
町単独土地改良事業債	11,000	同 上	同 上	同 上
町単独治山事業債	10,300	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業債	103,600	同 上	同 上	同 上
緊急自然災害防止対策事業債	33,200	同 上	同 上	同 上
公共事業等債	80,500	同 上	同 上	同 上
河川環境整備事業債	34,000	同 上	同 上	同 上
消防施設事業債	30,000	同 上	同 上	同 上
学校教育施設等整備事業債	16,300	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業債	325,400	同 上	同 上	同 上
郷土博物館整備事業債	266,700	同 上	同 上	同 上
体育施設整備事業債	105,300	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	100,000	同 上	同 上	同 上

令和5年度

箕輪町国民健康保険特別会計予算

議案第17号

令和5年度箕輪町国民健康保険特別会計予算

令和5年度箕輪町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,201,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月27日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和5年3月 日

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 国民健康保険税		393,641
	01 国民健康保険税	393,641
02 使用料及び手数料		200
	01 手数料	200
03 国庫支出金		76
	02 国庫補助金	76
06 県支出金		1,605,854
	01 県補助金	1,605,853
	02 財政安定化基金交付金	1
08 財産収入		3
	01 財産運用収入	3
09 寄附金		1
	01 寄附金	1
10 繰入金		200,247
	01 他会計繰入金	149,056
	02 基金繰入金	51,191
11 繰越金		1
	01 繰越金	1
12 諸収入		1,626
	01 延滞金加算金及び過料	201

(単位 千円)

款	項	金額
	04 雑入	1,425
歳	入	2,201,649
	合	
	計	

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		36,632
	01 総務管理費	27,958
	02 徴税費	1,157
	03 運営協議会費	183
	04 趣旨普及費	90
	05 特別対策事業費	7,244
02 保険給付費		1,595,386
	01 療養諸費	1,377,722
	02 高額療養費	207,800
	03 移送費	60
	04 出産育児諸費	7,504
	05 葬祭諸費	2,000
	07 傷病手当金	300
03 国民健康保険事業費納付金		533,639
	01 医療給付費分	341,784
	02 後期高齢者支援金等分	146,576
	03 介護納付金分	45,279
05 保健事業費		32,391
	01 特定健康診査等事業費	20,101
	02 保健事業費	12,290

(単位 千円)

款	項	金額
06 基金積立金		4
	01 基金積立金	4
07 公債費		1
	01 公債費	1
08 諸支出費		3,096
	01 償還金及び選付加算金	3,089
	02 延滞金	1
	05 諸支出金	6
09 予備費		500
	01 予備費	500
歳 出 合 計		2,201,649

令和5年度

箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号

令和5年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度箕輪町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ335,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和5年3月 日

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		263,986
	01 後期高齢者医療保険料	263,986
02 使用料及び手数料		20
	01 手数料	20
04 繰入金		71,695
	01 一般会計繰入金	71,695
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		203
	01 延滞金、加算金及び過料	2
	02 償還金及び還付加算金	200
	05 雑入	1
歳 入 合 計		335,905

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金額
01 総務費		11,743
	01 総務管理費	11,264
	02 徴収費	479
02 後期高齢者医療広域連合納付金		323,940
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	323,940
03 諸支出金		200
	01 償還金及び選付加算金	200
04 予備費		22
	01 予備費	22
歳 出 合 計		335,905

令和5年度

箕輪町介護保険特別会計予算

議案第19号

令和5年度箕輪町介護保険特別会計予算

令和5年度箕輪町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,202,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和5年3月 日

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 保険料		466,346
	01 介護保険料	466,346
02 分担金及び負担金		93
	01 負担金	93
03 使用料及び手数料		26
	02 手数料	26
04 国庫支出金		510,555
	01 国庫負担金	361,000
	02 国庫補助金	149,555
05 支払基金交付金		555,186
	01 支払基金交付金	555,186
06 県支出金		310,462
	01 県負担金	290,808
	03 県補助金	19,638
	04 委託金	16
10 繰入金		348,540
	01 一般会計繰入金	348,540
11 繰越金		1
	01 繰越金	1
13 諸収入		11,622

(単位 千円)

款	項	金額
	01 延滞金、加算金及び過料	1
	02 預金利子	1
	04 雑入	11,620
16 財産収入		25
	01 財産運用収入	25
歳	入	合
		計
		2,202,856

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		54,948
	01 総務管理費	30,468
	02 徴収費	855
	03 介護認定審査会費	23,482
	04 趣旨普及費	71
	05 包括支援センター運営委員会費	72
02 保険給付費		2,005,551
	01 介護サービス等諸費	1,864,330
	02 介護予防サービス等諸費	51,000
	03 その他諸費	1,921
	04 高額介護サービス等費	32,500
	05 高額医療合算介護サービス等費	5,500
	06 特定入所者介護サービス等費	50,300
05 地域支援事業費		139,204
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	42,140
	02 一般介護予防事業費	17,793
	03 包括的支援事業・任意事業費	79,155
	04 その他諸経費	116
06 基金積立金		25
	01 基金積立金	25

(単位 千円)

款	項	金額
09 諸支出金		3,121
	01 償還金及び還付金	301
	03 繰出金	2,820
10 予備費		7
	01 予備費	7
歳	出	計
		2,202,856

令和5年度

箕輪町水道事業会計予算

令和5年度箕輪町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度箕輪町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,000 戸
(2) 年間総給水量	2,190,000 m ³
(3) 1日平均給水量	6,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業 老朽管更新事業	238,316 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	514,637 千円
第1項 営業収益	443,765 千円
第2項 営業外収益	70,872 千円

支出

第1款 水道事業費用	509,518 千円
第1項 営業費用	470,004 千円
第2項 営業外費用	36,214 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額192,912千円は、過年度分損益勘定留保資金169,322千円及び当年度分消費税資本的収支調整額23,590千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	220,500 千円
第1項 企業債	177,300 千円
第4項 負担金	700 千円
第5項 補助金	42,500 千円

支出

第1款 資本的支出	413,412 千円
第1項 建設改良費	308,516 千円
第2項 償還金	104,896 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管更新事業	千円 177,300	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 35,983千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 5 年 3 月 日

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

令和5年度

箕輪町下水道事業会計予算

議案第21号

令和5年度箕輪町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度箕輪町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	9,000 戸
(2) 年間総排水量	2,047,000 m ³
(3) 主要な建設改良事業 施設整備事業	46,943 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 下水道事業収益	1,079,967 千円
第1項 営業収益	427,670 千円
第2項 営業外収益	652,297 千円
支出	
第1款 下水道事業費用	974,198 千円
第1項 営業費用	809,044 千円
第2項 営業外費用	158,954 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	5,900 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額360,843千円は、過年度分損益勘定留保資金191,044千円、当年度分損益勘定留保資金169,799千円で補てんするものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	529,033 千円
第1項 企業債	253,400 千円
第5項 補助金	275,633 千円

支 出

第1款 資本的支出	889,876 千円
第1項 建設改良費	46,943 千円
第2項 企業債償還金	840,933 千円
第7項 予備費	2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金事業 監視制御設備改築工事	令和5年度から令和6年度まで	93,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業債	千円 253,400	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の見直しを行っ た後においては、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融通条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。ただ し、企業財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、若しくは繰上償 還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

32,311千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、601,907千円である。

令和5年2月27日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和5年3月 日

箕輪町議会議長 小出嶋文雄